二　発掘調査と整備工事

―館の発見・調査・復元―

三好　清超

はじめに

江馬氏城館跡の発掘調査は、一九七三年を嚆矢とする。その後、一九八〇年に史跡指定、二〇〇〇年に整備工事を開始、二〇一〇年に遺跡公園として全面供用開始、二〇一九年に名勝指定という経過を経て、現在に至る（飛騨市教育委員会二〇一〇c、表１）。本稿では、庭園区画を中心に発掘調査と復元の経緯を詳述したい。

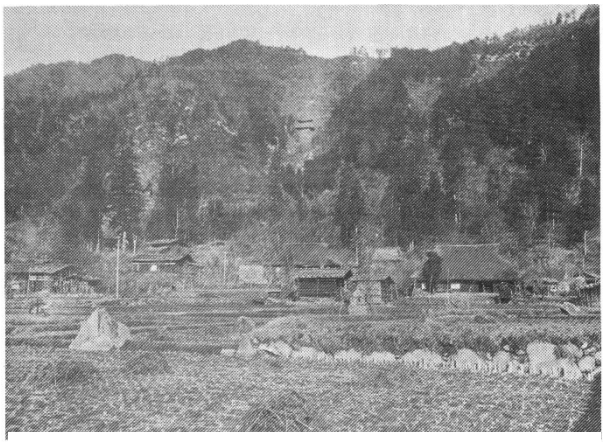

図１　庭園の様子（昭和初期頃）

神岡町教育委員会1979を転載。

一　保護に至る経緯

（一）庭園が調査の契機

水田から５つの巨石が顔を出していた（図１）。江戸時代の地誌『飛州志』には「根小屋」と記載されており、古くから「江馬の殿さまの庭の石」と認識されていたようである。ここが庭園遺跡と判明したのは一九七〇年代まで遡る。イタイイタイ病の原因とされる神岡鉱山からのカドミニウム汚染土の除去工事が契機となり、神岡町内で土地改良工事が実施されることとなり、この伝承地が調査対象地となったのである。

（二）調査の開始

一帯は水田であったが、神岡鉱山から排出されたカドミニウム汚染土が広がるとして、休耕田となっていた。一九七二年に客土が運び込まれて土地改良工事が開始されると、神岡町（現飛騨市、以下同じ。）は庭園跡・居館跡とされる一区画を買い上げ、史跡公園造成を計画して保護につとめた。この際、当時の文化財保護審議会の指導により、町教育委員会は試掘調査を実施することになる。そこで景石と想定される二m前後の及ぶ巨石が散乱する状況を確認し、初めて庭園遺構が残存する可能性を指摘した。

（三）館跡の全体像を把握

一九七三～七八年には庭園跡の全体像を把握する調査を実施した。この調査で景石を検出し、池の汀線と形状を把握した。さらに隣接地において、土地改良工事に伴う試掘調査を実施し、庭園周辺にも池に接続した礎石建物跡、館を囲む堀跡の存在が明らかになった。多くの土器、陶磁器類も出土した。一九八〇年、この成果でもって他の山城群と共に、史跡に指定された。

二　指定後の調査で館の実態解明へ

（一）姿をあらわした武家館と館の変遷

一九九四年以降、中世城館の復元整備に向けた発掘調査が実施される。下館跡の遺構を、主軸方位によってａ・ｂ・ｃの３群とこれらのいずれにも属さないｄ群の４群に整理した。建物の主軸方位が

表１　保護の経過

年月（西暦）	できごと
昭和２年（1927）	殿圓城寺、旭山（高原諏訪城跡）に八十八ヶ所に擬した石造観音・巡拝道を整備
昭和４年（1929）	「諏訪城跡」岐阜県史蹟指定
昭和10年（1935）	高原諏訪城跡の主郭に、吉城郡神徳会が記念碑を設置
昭和33年（1958）	「江馬城跡」町史跡指定
昭和37年（1962）	「寺林城跡」、「政元城跡」、「洞城跡」、「杏子城跡（石神城跡）」町史跡指定
昭和44年（1969）	現在の史跡内（高原諏訪城跡）を通る、打保・神岡停車場線が県道に編入される
昭和45年（1970）	県道打保・神岡停車場線の道路改良工事が実施される
昭和47年（1972）	土地区画整理事業に伴い、神岡町教育委員会が庭園跡と推定される区画を買収
昭和48～53年（1973～1978）	神岡町教育委員会が館の中心部分の試掘調査を実施。中世武家館跡や庭園の遺構が良好に遺存していることが判明。 ※昭和51（1976）年度調査のための発掘の通知の添付図面に公園整備計画図があり（資料編61頁　資料27）、当初から庭園復元を行う予定であった。
昭和52年（1977）	「江馬館庭園跡」県史跡指定
昭和54年（1979）	江馬遺跡保存会が発足
昭和55年（1980）	「江馬氏城館跡」国史跡指定
昭和56年（1981）	『江馬氏城館跡保存管理計画　策定報告書』刊行
平成６年（1994）	江馬氏城館跡調査整備委員会を組織し、発掘調査を開始
平成11年（1999）	『史跡江馬氏城館跡整備基本構想』策定
平成12年（2000）	『史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画』策定
平成16年（2004）	２月、神岡町・古川町・宮川村・河合村の２町２村が合併し、飛騨市に
平成19年（2007）	10月、庭園・会所の復元工事完了し、史跡公園開園
平成22年（2010）	公園内の整備工事すべて完了し、『史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備工事報告書』刊行
平成29年（2017）	江馬氏城館跡整備委員会設置
	10月、「江馬氏館跡庭園」国名勝指定
平成31年（2019）	『史跡江馬氏城館跡・名勝江馬氏館跡庭園保存活用計画書』刊行

時期によりまとまると考えて、その建物等を確認した層位、建物遺構から見つかった出土遺物を検討し、江馬氏下館の時期を大きくⅠ～Ⅲ期の３時期に整理した（図２）。

館として機能していたのはⅡ期である。Ⅱ期になって、堀で囲まれた範囲を堀内地区、堀の外側の西側を門前地区、堀の外側のうち南堀より南側を工房地区と、意識的に地区分けされている。また、建物の建て替えの確認によってさらにⅡＡ・ⅡＢとⅡ期に細分できる。

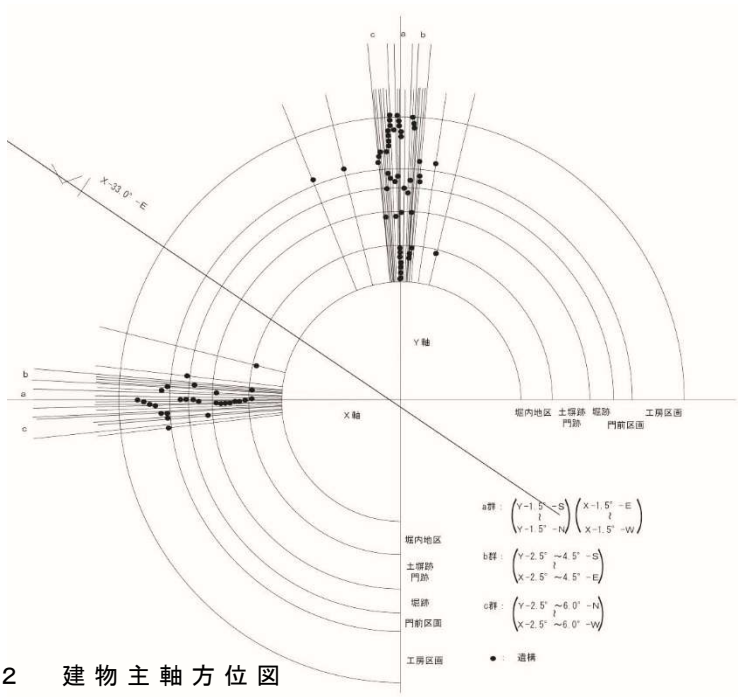

図２　建物主軸方位図

（二）Ⅰ期：館となる場所に人が生活を営み始める（図３）

この地で人々の営みが認められるのは、一三世紀後半から一四世紀代にかけてである。総柱式の掘立柱建物が散在し、堀はまだ造っていない。建物の主軸方位は一致せず、規格性は認められない。具体的に建物が何に使われたか明らかにできていないものの、中世に何らかの形で土地利用が始まった時期である。なお、これ以前には、縄文時代の遺物も出土する。

（三）ⅡＡ期：館が成立した時期（図４）

一四世紀末から一五世紀後半は、計画的に建物を配置して館が成立していた時期である。上層を残しながら発掘する史跡での調査であり、ⅡＡ期の土層まで掘り切っていないため、この時期の建物は部分的に確認したにすぎない。そのような制約の中、遺構の切り合い関係とその出土遺物の年代から、ｂ・ｃ群に属する遺構の多くがこの時期に属すると考えられる。

北・西・南の三方向に堀を設け、東は山を背にする。南堀は新旧二時期が認められており、その主軸方位から旧堀が機能していたと考えられる。北堀に伴う土塀では、基底部石列の主軸がｃ群である。土塀も館の最初期から計画的に設け、改修を加えながらⅡＢ期まで使用していたのであろう。

堀内地区では規模の大きな礎石建物を造り、堀の周辺部にも方形の区画を設けて館に必要な諸施設を計画的に配置した（図５）。

庭園の調査では、改修や造り替えを確認できず、作庭時期の断定する知見も確認できなかった。しかしながら、堀内地区ⅡＡ期の建物群（ｂ群）とⅡＢ期の建物群（ａ群）は重複しており、建て替えが行われたと考えられた。このため、庭園もⅡＡ期から計画的に配置されていたものと推定される。

堀外地区については、南堀延長部を境として、西堀前の門前区画と南堀延長部南側の工房区画に分かれる。各区画内においても道路や掘立柱建物・柵列等によってさらに方形に敷地を区切り、館に必

要な施設を計画的に配置している。堀内地区が礎石であったのに対し、堀外地区は掘立柱で建物が構成されている。これは身分の差を表している可能性があろう。

門前区画は、西堀に平行に南北方向に延びる六ｍ幅の道路を設け、これに直交する主軸で建物や柵列、道路によって主門前、脇門前、西堀南端部前、の三つの区画に分けている。主門前区画と脇門前区画の境にも柵列を設け、主門前区画には家来が館の出入りを見張る宿直屋を設ける。西堀南端部前区画と脇門前区画は広場である。馬

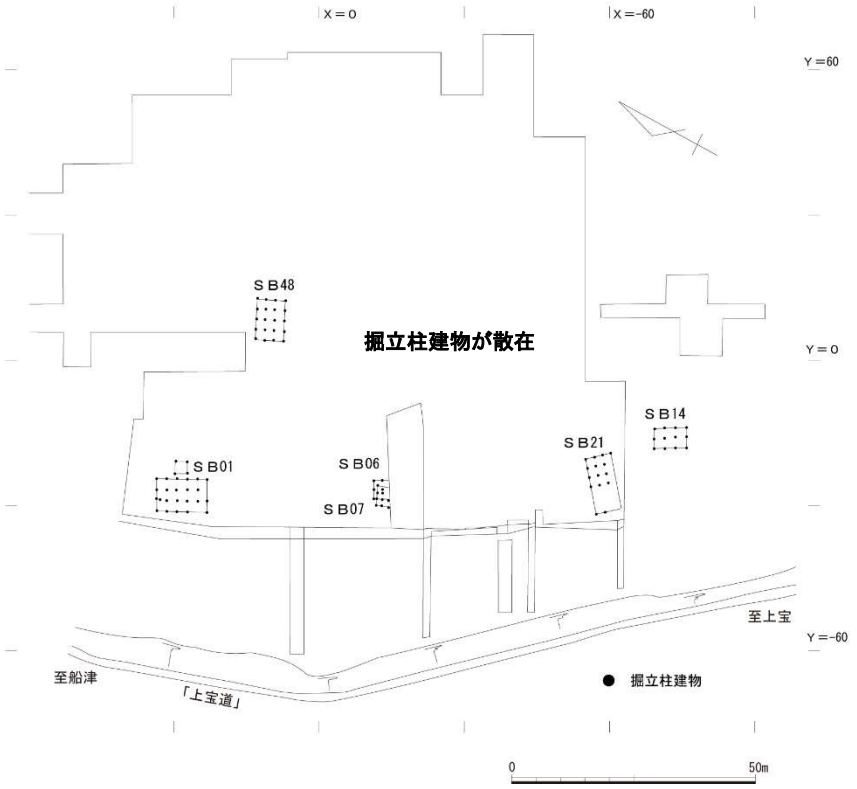

図３　江馬氏下館Ｉ期の遺構配置図

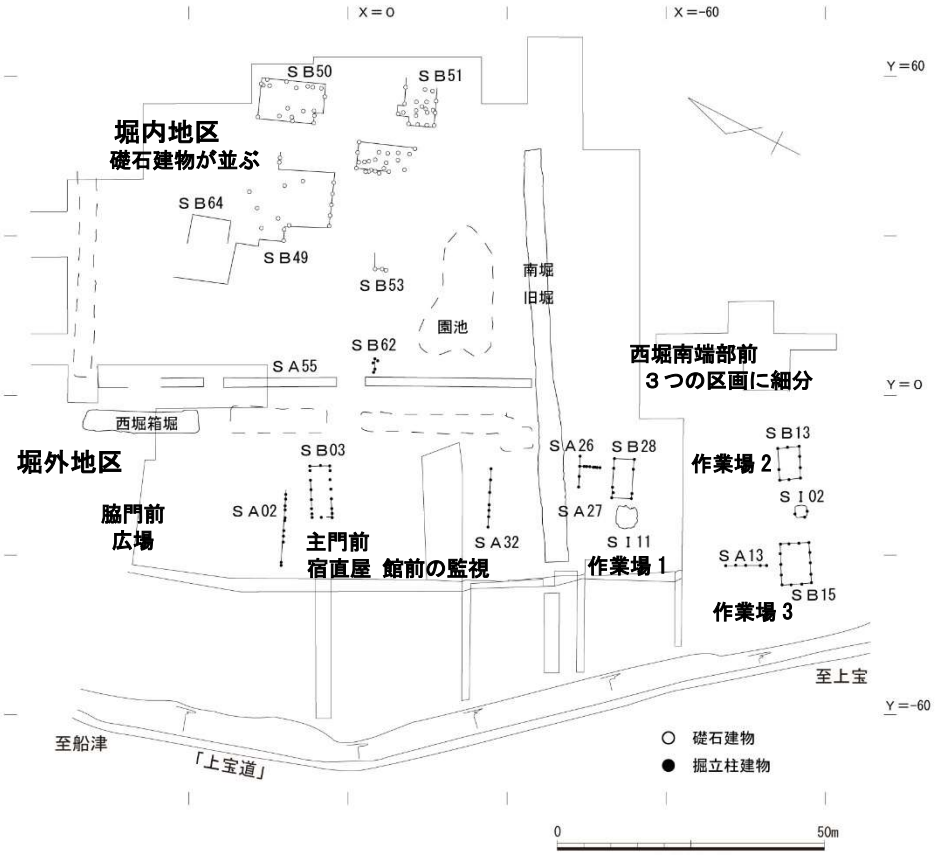

図４　江馬氏下館ⅡＡ期の遺構配置図

に乗って犬を追い、弓矢で射る犬追物や、標的を置いて弓矢で射る的射などの武術の訓練や、儀式を行う場だったのだろう。

工房区画は、柵列と道路によって３区画に分かれる。各区画には掘立柱建物、竪穴建物、広場を組み合わせた状況が認められる。それぞれが一つの作業場として機能していたと推測される。

図５　堀内地区の礎石建物 SB41 ・ SB64

（四）ⅡＢ期：館を建て替えて整備した時期（図６）

館は一五世紀末に建て替えられ、一六世紀初頭まで存続する。堀内地区、堀外地区ともに建物の配置はⅡＡ期と重複するため、主軸方位を変えて、ⅡＡ期の建物配置を継承したと考えられた。

南堀跡はこの時期に新堀に造り替えたものと考えられる。西堀跡薬研堀も一部埋まっていたものを掘り直している（図７）。土塀は、北堀に伴う土塀の前時期の基底部石列を再利用している（図８）。また、西堀に伴う土塀構築の際の作業用の柱穴が重なり合うことからも、ほぼ位置を変えずに全体的に改修したと考えられる。

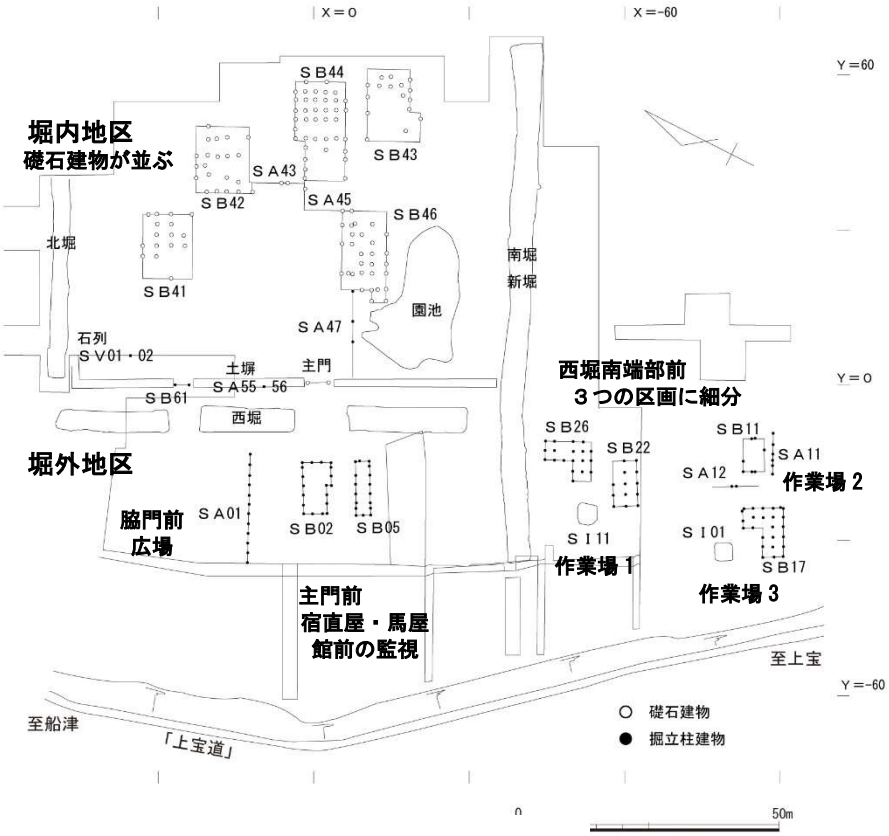

図６　江馬氏下館ⅡＢ期の遺構配置図

堀内地区の礎石建物跡は五棟確認できる。ＳＢ41・ＳＢ42・ＳＢ43・ＳＢ44・ＳＢ46であるが、ＳＢ43は礎石の残りが悪く、全体形状を把握することができなかった。また、ＳＢ46には庭園が隣接す

図７　西堀薬研堀の様子

図８　土塀基底部の石列

る。この庭園は、土層のつながりから、この時期にＳＢ[46]とともに完成したと判明した。庭園には池があり、園池池底に水を溜めるための造作は確認できなかったので、常時水を溜めてはいなかったのであろう。長径一ｍ以上の大きな庭石を大量に配置しており、立体的な空間を演出していたと考えられる。庭園の北側に位置する柵列ＳＡ[47]により、庭園は遮断されている。堀内地区の礎石建物の性格については、四（二）で後述したい。

なお、館の完成に際して館内の五ヶ所に墨書土師器皿を埋納し、地鎮を行ったようである。そのうちの一つが庭園の造成土から見つかっている。

堀外地区の門前区画では、主門前区画と脇門前区画の境に柵列を設けて区画している。主門前区画には、家来が館の出入りを見張る宿直屋、馬を停めていた馬屋を確認できる。脇門前は広場である。

工房区画は、建物が建て替えられたが、ⅡＡ期に引き続き工房が存在している。

（五）Ⅲ期：館が廃絶した時期

一六世紀中頃以降は出土遺物量が激減する。館を他所に移したものと考えられる。一六世紀末には江馬氏が領主としての姿を失うため、その間の時期となる。館の移転に際したためか、西堀は人為的に埋められる。北・南堀も自然に埋まりつつあったようである。ただし、かつての堀外地区では、竪穴建物跡などを確認でき、館廃棄後も作業場等として使われていた。

三　発掘調査で明らかになった庭園

（一）館跡を特徴付ける庭園

以上の発掘調査成果のうち、最も注目を集めたのは庭園遺構である。庭園は、堀内地区の南西隅に位置し、南・西側は土塀を挟んでそれぞれ南堀・西堀と接している。北東側には会所建物が接する。西側土塀までは東西に伸びる板塀があり、庭園は会所からしか見えない構造となっていた。会所に入らなければ庭園を眺めることができないという、庭園・会所・柵列・土塀を含めた庭園区画を有することがこの館の特徴と言える。

（二）庭園の姿

発掘調査では、江戸時代末期の耕地化の際に壊された庭園を確認した。大半の景石が打ち割られて原形を保っておらず、原位置を保

っていなかった。それらを除去しつつ調査を進めると、造成当時の姿が見えてきたのである。

庭園は池を持つ。池は最大部で東西二七m、南北一四mを測り、東西に長い不整楕円形である。園池中央より西寄りに、中島の基底部と考えられる地山を掘り残した高まりを確認した。最大部で東西一二m、南北六mを測り、園池本体と同様、東西に長い不正楕円形である。その北西側には原位置を保つ大きな景石があり、二つの岩島があった。池底には水を貯めるための造作が確認できず、導水路・排水路も確認できなかった。このため、常時水を貯めた池ではなかったと考えられた。景石に使用している石材は船津花崗岩で、長径一mを超える大型のものが多く、要所にはこぶし大から人頭大の青色のホルンフェルスも使用している。いずれも地元で入手可能な石材である。原位置を保つ景石はごくわずかであることが分かった。また、原位置を保つ景石も、その一部を打ち割られており、原形は保っていないものと考えられた。しかし、検出した景石には長径が一mを越えるものも多くあり、庭園は大きな石組みを持つ、力強いものだと想定された（図9）。

図9　庭園の発掘調査状況

庭園の年代は墨書土師器皿から推定した。景石庭園の南汀部の庭石の周囲を埋めながら斜面を造成する土層を掘り込んで、墨書土師器皿を埋納した地鎮遺構を検出した（図10）。この土師器皿の年代から、庭石の据え付けは地鎮遺構よりも古いことがわかる。墨書師器皿の年代は一五世紀末から一六世紀初めのものと考えられるため、庭園はこの頃に完成したと考えられた（図11）。

四　館で示した権威

（一）中世の武家館と江馬氏の館跡

調査で明らかになった江馬氏の館の姿は、全国で見られる中世地方武家館の一つであると言われる。ここで言う中世地方武家館とは、全国各地で築かれた武将の居館のことである。室町時代には各地方の守護は在京していることが多かったため、京都の文化は室町幕府と直接結びついた各地の武将により地方にもたらされたと考えられている。それを示すのが将軍など幕府の有力者に倣った各地の武将の館跡であり、江馬氏の下館跡はその一つである。このような背景のもと、ⅡA期に館が成立したと考えられる。

一方、応仁の乱を契機に一五世紀後半以降に文化人が地方に避難し、その際に京都の文化は全国に伝播していったとされる。ⅡB期の館の建て替えの際には、その歴史的背景のもとに整備が行われたと考えられる。

（二）館の在り方

ここでは、『洛中洛外図屏風』などで確認できる同時代の館の構

成・配置にならって、江馬氏の館の在り方を検討してみたい。

室町将軍邸、細川管領邸、内裏などの館の構成にならうと、脇門を入って台所、続いて主殿あるいは対面所のような建物を確認できる。このため、江馬氏下館跡においても脇門から入って正面に位置する建物を台所と考えた。それに南接する建物は、台所より規模が小さいため、台所に付随する対屋と推定した。主門の正面に位置して奥まった建物は、規模が最大であり、主人が生活した常御殿と推定した。常御殿に南接する建物は、その付属的施設と推定した。庭園に面した建物は、会所と推定した。

また、当時は門内の空間を機能の差違により分離するため、目隠し等の目的で塀や柵を用いて区画し、動線の分離を図っていた可能性が想定される。江馬氏下館跡でも、遺構としては確認できなかったが、建物の性格付けとともに、塀や柵列によりその空間をさらに細分していた可能性もあろう。

（三）江馬氏下館跡における空間利用（図12）

主人は、渡り廊下を通って常御殿から会所の儀礼的な室（主殿に相当する室＝書院＝主人の居間）、庭に面した座敷（接客の間（南主座敷））へ向かったと想定される。庭園に近い主門は主人、重要な客人の出入りのみに使用し、通常は脇門を使用したと考えられる。台所、対屋から会所へ行く場合、広場を横切り、会所北側の広縁や

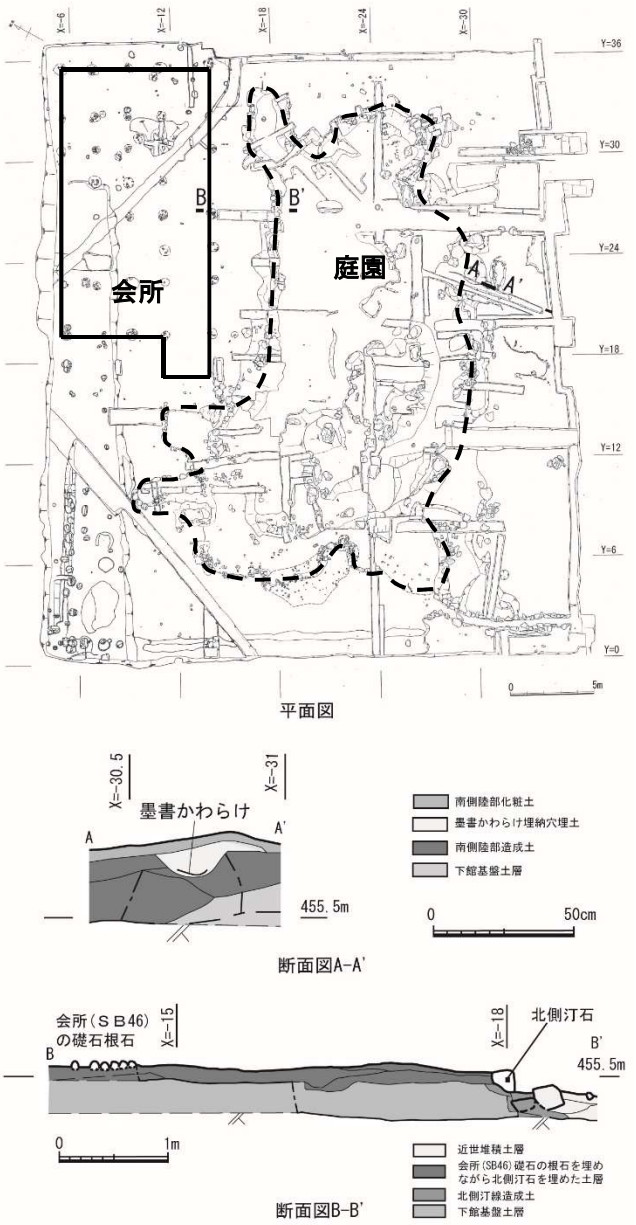

図10　庭園・会所実測図（三好清超2008より転載）

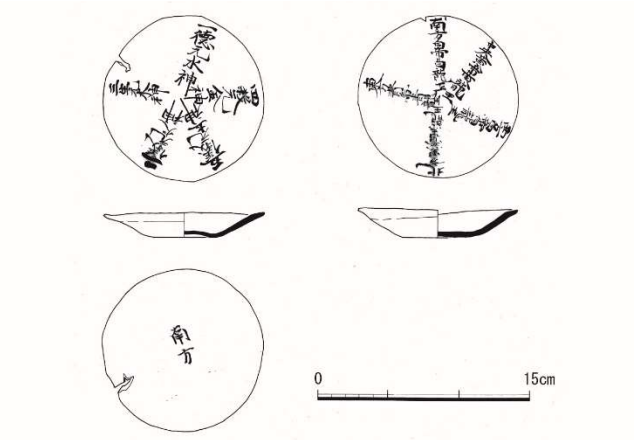

図11　墨書土師器皿実測図（三好清超2008より転載）

納戸（武者隠し）、控えの間（遠侍的室）などから部屋へ出入りしたものと想定される。また、渡り廊下を通って、建物伝いに移動する動線も想定できる。客人は、主門から館内に入り、会所北側の入り口から、内に入ったのであろう。

このように、客人は主門から会所へ、従者は台所から会所へ、主人は常御殿から会所へという動線が想定される。また、それぞれは目隠しされ、動線の分離が図られていたのであろう。

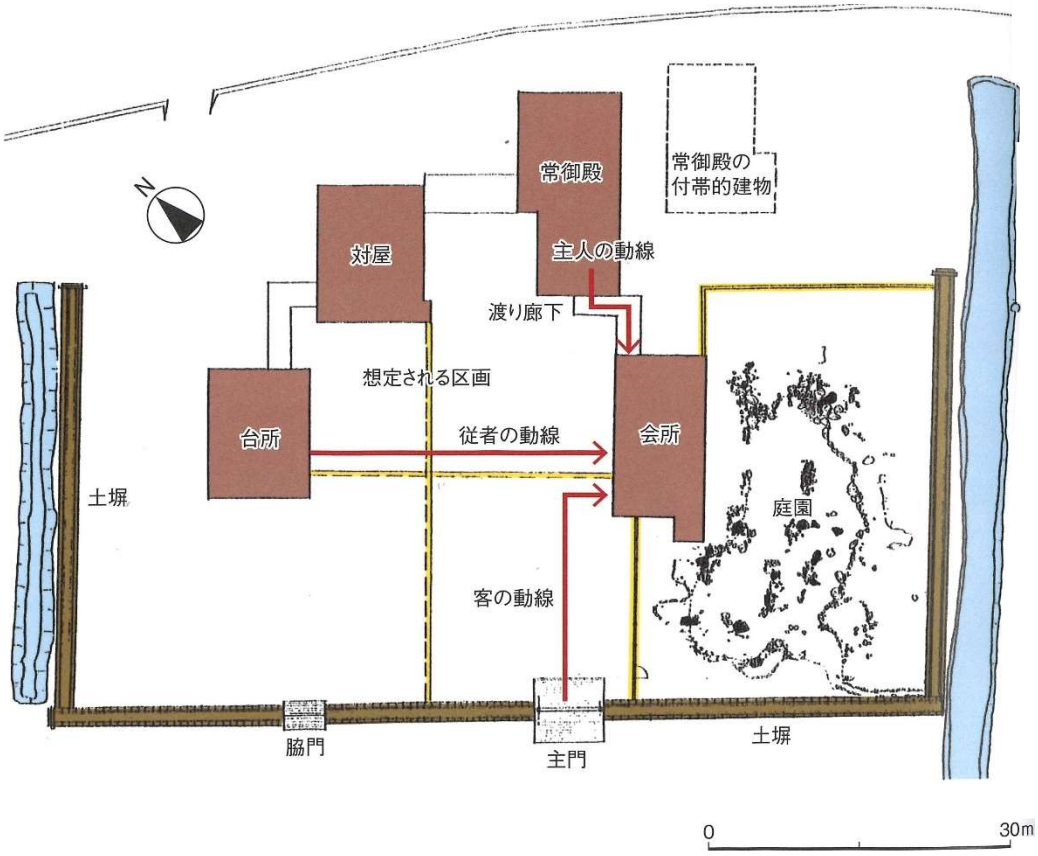

図12　建物の性格と空間の使われ方（三好2021より転載）

五　史跡の価値を顕在化させる整備

（一）復元の時期と手法

復元対象の時期としたのは、館の全貌が明らかとなったⅡB期である。館の正門であり客人等を迎えた主門とその両脇の西側土塀の一部、庭園に臨み鑑賞の場となる会所、庭園の背景ともなる南側土塀の一部、庭園北側の目隠しとなる板塀などを厳密に復元している。これにより中世地方武家館における庭園を取り囲む空間を示した。ここでは、会所と庭園の復元について詳しく見ていきたい。

（二）庭石の状況

庭園の発掘調査では、近世の耕地化の際に石組の多くが倒されたという状況を確認していた。このような元々庭石と考えられるものを、庭園という視点から四区分し、調査及び復元への足がかりとした（図13）。

区分した基準は、①原位置を保つ石、②傾斜している石（頭が大きく傾くが、根本は原位置にある）、③転倒している石（原位置の近くにはあるが、根本から倒れている）、④原位置が不明の石（近世以降の耕地化の際に池内に放り込まれた石）である。また、近世以降、この地は水田として利用されており、この水田には石組み畦が設けられていた。⑤この石組み石材も本来は庭園景石であったと

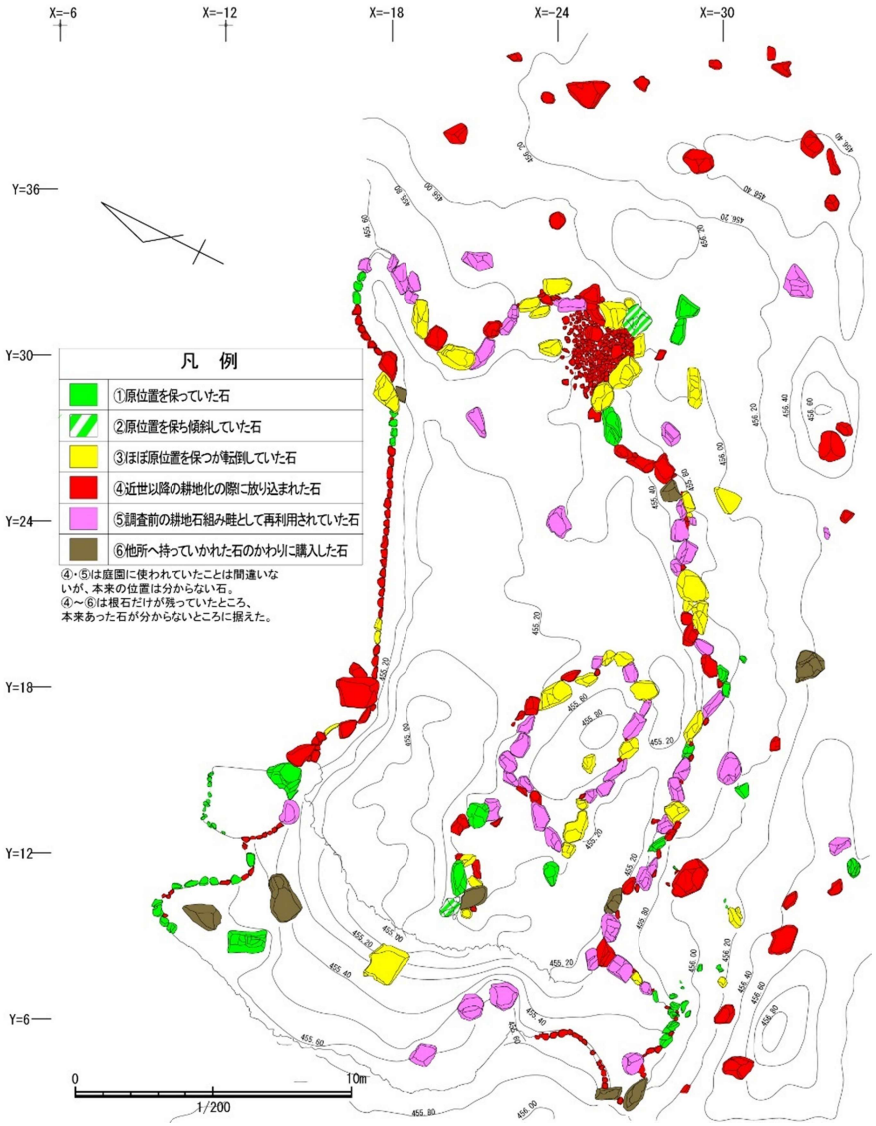

図15　景石据付状況色分け図

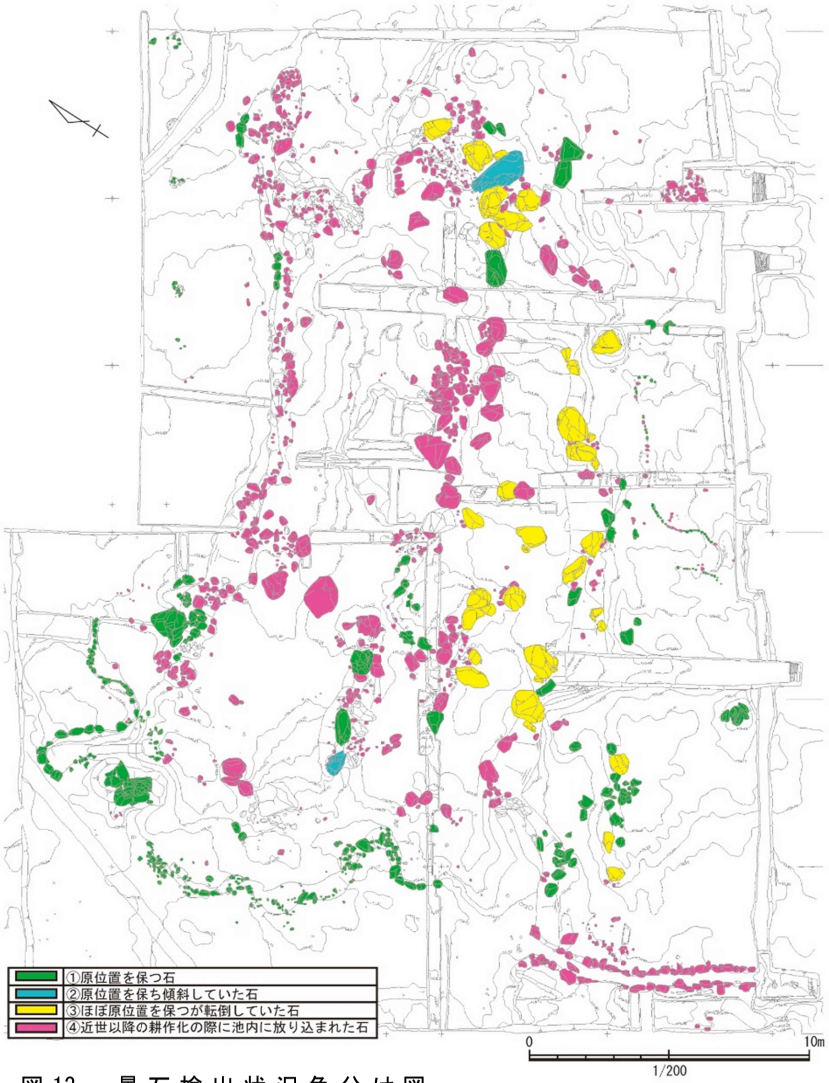

図13　景石検出状況色分け図

考えられ、過去に解体された際に現地保存されていた。これらもこのため今回の復元で利用することとした。さらに、近世耕地化の際に近隣のお寺でお払いをしてもらい、その代わりに景石をお寺の石垣としたという伝承も残っており、全くの他所に持ち去られた景石もあったと考えられる。

（三）復元に使用した石

復元に際して使用した石は、発掘調査によって出土した庭石①②③④と、元々庭石であったであろう⑤である（図14）。しかし、③④の庭石については劣化が著しく復元に使用できないものがあり、また他所に持ち去られた石もあると考えられることから、庭園としての景観を整えるため、それらの替わりとして⑥購入石も使用した。

なお、庭園に使用されている石材については、七割が遺跡東側の山地に分布する黄褐色の船津花崗岩であり、三割が遺跡西側に流れる高原川に分布する青灰色のホルンフェルスであった。二種の石材を用いて景観に変化を付けていた。ともに地元で採取できる石材である。

（四）庭石の据え直し（図15）

復元にこだわった据え直し　据え直しは、①は原位置を保つため、動かさなかった。②は根本が動いていないと考えられるため、根本は地面に触れたまま、傾いた時の流入土を除去した。その後、①の石の傾きも考慮しながら、頭部の傾きを本来あったと考えられる位置に直した。③については、まず景石の転倒状況が(a)天地がそのままで滑るように倒れたのか、(b)据えられていた時から九〇～一八〇度回転し、池内に倒れ込んだのかを観察した。その後、石を吊り上

図 14-1　現地での崩れた庭石

図 14-2　解体した様子

図 14-3　接着剤で結合

図 14-4　組み上げ完了

げて撤去し、転倒した時の流入土を除去し、根石・かい石と③の石の底部との「合わせ」、①の石の傾きを考慮しながら、据え直しを行った。

これら本来の位置が分かる①、また推定できる②③の石を据え直した後、庭園に使われていたのは間違いないが、本来の位置が分からない④⑤⑥を据え直した。これらについては、根石の残存状況と石の底部との「合わせ」、及び庭園全体の「収まり」を考慮して据え直した。庭石一つ一つを発掘調査の手法で観察し、復元根拠を明確にしていく作業を行ったのである（表２）。

復元により芸術上・鑑賞上の価値が顕在化（図16）　北東隅の石組みでは、傾き・転倒が見られる大型の庭石を据え直した。石組みの池側下方は、発掘調査で拳大の礫を確認したため、拳大から人頭大の船津花崗岩とホルンフェルスを敷き詰めた「礫敷き」とした。

南汀線の庭石は、長径一ｍを超える大型の船津花崗岩が多かったが、ほとんどが転倒していたため、据え直しを行った。隙間が生じていたため、全体の庭石のバランスを見つつ、庭園内で見つかった転倒石を据えた。

西汀線は、発掘調査で拳大の船津花崗岩と褐色土による「化粧敷き」を確認したことから、拳大の船津花崗岩と川原玉石を敷き詰めてその隙間を褐色土で埋めた「礫敷き」とした。西汀線の「礫敷き」は、庭園の景観に変化を付けるため南西部の張り出し部ほど石を小さくした。また北西部は砂利上状の小石を敷き詰めた「ジャミ敷き」とした。

北汀線は、その東端部で青色のホルンフェルスの護岸石四石が残存していたことから、調査で検出した汀線のラインに沿って、青色のホルンフェルスを一段一列に並べた。

中島と岩島は、地山を掘り残した中島の高まりの東半分は、周辺で検出した大きな石を護岸石とした中島とした。北西部の原位置を保つ大きな庭石は、二つの独立した岩島とした。

六　綿密な考証による会所の復元

（一）会所の変遷

室町時代を通して、武家、公家、寺家などの区別無く住宅に会所が存在したことが文献で確認できる（表３、図17）。しかし、その形式や規模には変化が認められる。

一五世紀初めには、将軍邸を除き独立した会所はなく、寄り合いの度に座敷を飾り、終われば撤収していた。その後、寄り合いが定期的に行われるようになると、一定の施設として専用空間の会所が設けられるようになった。会所では、連歌や茶会など社交的寄り合いの会合が行われ、唐物の調度品を中心に飾りを行うことが通例となり、それがステータスシンボルとなっていった。一五世紀後半になると飾り場として押板・違棚・附書院などが確立し、対面の場にも会所が用いられるようになった。

全国の武家館においても、一五世紀後半には座敷飾りの規範書である『君台観左右帳記』が室町幕府から大内氏に送られ、細川管領邸の会所が山水向に建てられていた。このことから全国の武家館でも、この時期には将軍邸を規範に会所を構え、同様の室礼・接客を行っていたと考えられる。

なお、江馬氏では、一四八九年に禅僧・万里集九を饗応した記録が残っている。

表２　景石の検出状況と転倒状況、及び据え直し状況

番号	発掘調査時の知見 景石の検出状況と転倒状況の区別（図13）	整備工事による据え直し状況 整備工事による景石の据え直しの状況（図14）	個数
①	原位置を保つ石	全く動かしていない。	１４
②	傾斜している石	傾いていた頭を真っ直ぐに起こした。 根本は動かしていない。	２
③	転倒している石	ほぼその場で見つかった石を根本から動かして据え直した。	３７
④	近世以降の耕地化の際に池内に放り込まれた石	根石の残存状況と景石底部との「合わせ」、庭園全体の「収まり」を考慮し据え直した。 ③④について、劣化が著しく使用できない石、他所へ持ち出された石もあると考えられる。 このため、それらの替わりとして⑥購入石も使用した。	２２
⑤	耕地の石組み畦		５０
⑥			９

図16　北東隅の石組みの整備前後（左上と右上）、岩島の整備前後（左下と右下）

表３　文献に見る会所

西暦	和暦	月日	場所	属	内容	文献	備考	図
1402	応永9	1月8日	3代足利義満室町殿	武		〔1〕	将軍邸の会所として初めて出現。	
1406	応永13	3月8日	応永度内裏	公	泉殿造立。	〔2〕	泉殿＝会所	
1408	応永15	3月10日	3代足利義満北山殿	武	15間の大室を持つ会所を絵画・花瓶・香炉・茶碗などで飾り、猿楽舞の会場とする。	〔2〕〔3〕		
1409	応永16	4月5日	裏松日野殿会所	武	会所で火事があった	〔2〕		
1410	応永17	3月10日	醍醐寺門跡京里坊、法身院会所	寺	小御所の西奥に造合を介して会所がある。	〔4〕	寺家でも会所が独立。	
1416	応永23	3月7日	貞成親王伏見御所	公	茶会のために会所室礼を行う。	〔5〕	常御所＝会所	
1422	応永29	11月20日	一条東洞院の地の後小松院仙洞御所	公	泉殿会所移徙	〔6〕	会所は別棟。押し板のある六間と十五間の続き座敷から構成。庭園を望む。	2
1423	応永30	7月19日	一条東洞院の地の後小松院仙洞御所	公	室町将軍から会所飾りを進上される。	〔7〕		
1425	応永32	10月14日	一条東洞院の地の後小松院仙洞御所	公	御持佛堂、御会所が立柱上棟。	〔5〕	院御所でも会所が独立。	
1429	正長2	3月9日	4代義持の三条坊門殿	武	義教の元服当日、満済は会所へ参じた。	〔7〕		
1429	永享1	11月13日	4代義持の三条坊門殿	武	新造御会所に移徒。	〔7〕	2棟目の会所を新造。園池に沿って配置。室内は置物・宝物が飾られる。	
1430	永享2	3月16日	醍醐寺金剛輪院	寺	新造会所に際し、将軍より諸道具を送られる。	〔7〕		
1430	永享2		醍醐寺金剛輪院	寺	南向押板部屋と、押板・棚・とこを持った床の間に飾りを行った。	〔4〕		
1431	永享3	1月8日	4代義持の三条坊門殿	武	会所が2棟あることが分かる。	〔7〕		
1431	永享3	12月19日	伏見御所	公	常御所に会所飾りを行う。	〔5〕		
1432	永享4	4月26日	6代足利義教室町殿	武	会所へ移徙。	〔5〕〔7〕	1棟目の会所	
1433	永享5	11月21日	6代足利義教室町殿	武	会所泉殿新造。	〔5〕〔7〕	2棟目の会所	
1434	永享6	1月8日	応永度内裏	公	小御所を会所として室礼する。	〔7〕	小御所＝会所	
1435	永享7	1月26日	6代足利義教室町殿	武	新造会所では荘厳な唐物で座敷飾りが行われていた。	〔7〕	3棟目の会所	
1436	永享8	7月7日	貞成親王伏見洛中御所	公	七夕会所。	〔5〕	会所は常御所と別空間であり、会所が接客、常御殿が内向きの場となっている。	
1449	宝徳1	11月22日	8代足利義政烏丸殿	武	会所移徙。	〔6〕	常の御所の東に位置し、南を正面とする。	
1458	長禄2	9月25日	康正殿内裏	公	会所でご祈祷の後で一献有り	〔8〕	小御所を会所と言った。	
1460	寛正1	4月8日	8代足利義政室町殿	武	会所移徙	〔9〕		
1460	寛正1	12月5日	8代足利義政室町殿	武	泉殿移徙	〔9〕		
1475	文明7	7月7日	興福寺門跡の居所、禅定院	寺	七夕御会	〔8〕	常御所が臨時に会所として用いられた。	3
1476	文明8	3月31日	大内氏館	武	室町幕府から大内政弘に君台観左右帳記が送られる。	〔10〕	接客のための座敷飾り書が記される。	
1477	文明9	12月末	興福寺門跡の居所、禅定院	寺	会所建設を計画。	〔8〕	飾り場としての附書院・押板が描かれている例。庭園への眺望も意識されている。	4
1480	文明12	3月18日	大乗院門跡坊官の居所、成就院	寺	南北4間、東西8間、32坪の会所がある。	〔8〕	会所が南方庭園に面して作られていた。	
1486	文明18	9月11日	大乗院門跡坊官の居所、成就院	寺	会所・庭園が備えられていた。	〔8〕		
1486	文明18	12月10日	内裏	公	小御所で雪見。	〔11〕	小御所＝会所	
1487	長享1	11月4日	8代足利義政東山殿	武	会所移徙。	〔11〕	9間と西6間が接客の室。	1
1489	延徳1	10月13日	8代足利義政東山殿	武	会所での祈祷について。	〔9〕	対面座敷は南縁に面した東西二室で東を主・西を末とした配列を持つ。	
1489	延徳1		江馬氏下館か？	武	万里集九が高原郷で江馬氏の饗応を受ける。	〔12〕		
1493	明応2	5月1日	管領細川邸	武	会所は「山水向」と呼ばれる位置に存在。	〔8〕	室町将軍邸を模倣した。	

＊文献:〔1〕兼宣公記、〔2〕教言卿記、〔3〕北山殿行幸記、〔4〕醍醐寺文書、〔5〕看聞御記、〔6〕康富記、〔7〕満済准后日記、〔8〕尋尊大僧正記、〔9〕蔭涼軒日録、〔10〕君台観左右帳記、〔11〕御湯殿上日記、〔12〕梅花無尽蔵

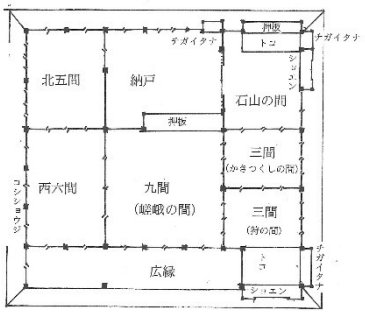

1. 東山殿会所

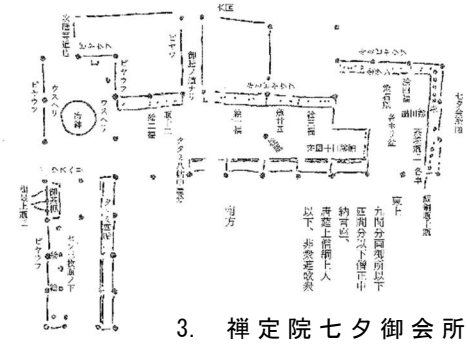

3. 禅定院七夕御会所

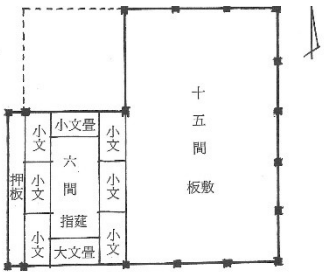

2. 後小松院仙洞御所　会所泉殿対面座敷

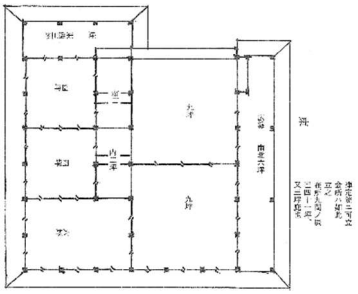

4. 禅定院会所

図17　文献に見る会所平面図　（図上が北、下が南）（川上2002より転載）

（二）会所の構造検討

前述の会所の変遷から、一六世紀初めに建てられた下館跡会所の平面プランを検討したい。まずは室礼のあり方から、南の庭園向きに、押板を持つ座敷と、押板・違棚・附書院の設けられた床の間を組み合わせることを第一とした。東側に上段として床の間を、西側に押板を持つ座敷を配置した。主人の動線である常御殿からの渡り廊下位置及び主門からの客人の動線を考慮し、北側に広縁を設け、家来や客人しか入らない北面する部屋を直線的に区画した。

間取りは三案を検討した。Ａ案では部屋の一の間の中央に柱が位置することになる。Ｂ案では常御殿からの渡り廊下が書院に当たることになり、主人の居間が庭園に面していない。このため、これらの課題をクリアしているＣ案を採用した（図18）。設計については、さらに基準寸法、デザイン、使用木材を考慮して作成した（図19）。

（三）会所の意匠

柱・垂木などの部材寸法、釘隠・蔀戸などの細部意匠とも、類似する建物として園城寺光浄院客殿（国宝）を参考にした。光浄院客殿は一六〇一年に建てられたが、一五世紀前半にその前身が建てられている。また、桃山時代に記された建物の各部材の比例値を示した木割書『匠明』の記載寸法も参考とした（表４、図20）。

方法として、光浄院客殿と『匠明』古法主殿の部材寸法を比較し、下館会所の部材寸法を割り出した。最も見た目の印象を受けやすい柱太さは匠明に拠った。屋根は瓦が出土していないため柿葺きとした。また、使用木材については、神岡町内の同時代の重要文化財建造物の薬師堂を参考にし、ヒノキ・マツ・クリ・スギ等を使用することとした。

七　庭園を鑑賞した会所を取り囲む土塀・柵列、動線の主門復元

（一）復元建物は客人の動線

会所と庭園ほかに建物復元を行ったのは、土塀・柵列・主門である。会所庭園に行くための重要な動線であるために主門を復元することとし、また、会所庭園を取り囲む庭園区画の整備として土塀・柵列の復元することとした。

復元の根拠としたのは、主に５つである。それは、発掘調査で明らかになった建物規模、町内に残る室町時代のお堂・重要文化財薬師堂の使用材料、古文書で確認できる建物の基準寸法、現存する同時代に近い建物・国宝園城寺光浄院客殿、『信貴山縁起』や『一遍聖絵』などの絵図であった。これらを根拠として建物を含む庭園区画を再現したのである。これにより、当時の館の様子や庭園の眺めを追体験できるようになった。

（二）主門の復元（図21）

発掘調査では館の西側に土塀の切れ間が二ヶ所見つかり、それぞれに土橋が伴うため門跡と考えた。そのうち南側の規模が大きいため主門、北側を脇門と推定した。主門跡は礎石を見つけることができなかったが、柱穴が見つからない状況から礎石建ちと推定した。

脇門は二つの主柱穴と館側に控え柱があることから棟門と推定した。脇門の形状から主門の方が格式高い形状と考え、主柱の前後に控え柱を持つ四脚門と推定した。屋根は瓦が見つからなかったことから、板葺きとした。また、中世の四脚門の例として、教王護国寺（東寺）の灌頂院東門を参考とした。なお、工法等も考証を行っている。例えば道具は当時使われていただろう槍鉋を使って表面を仕上げた。このため門扉の表面には微細な凹凸が認められる。

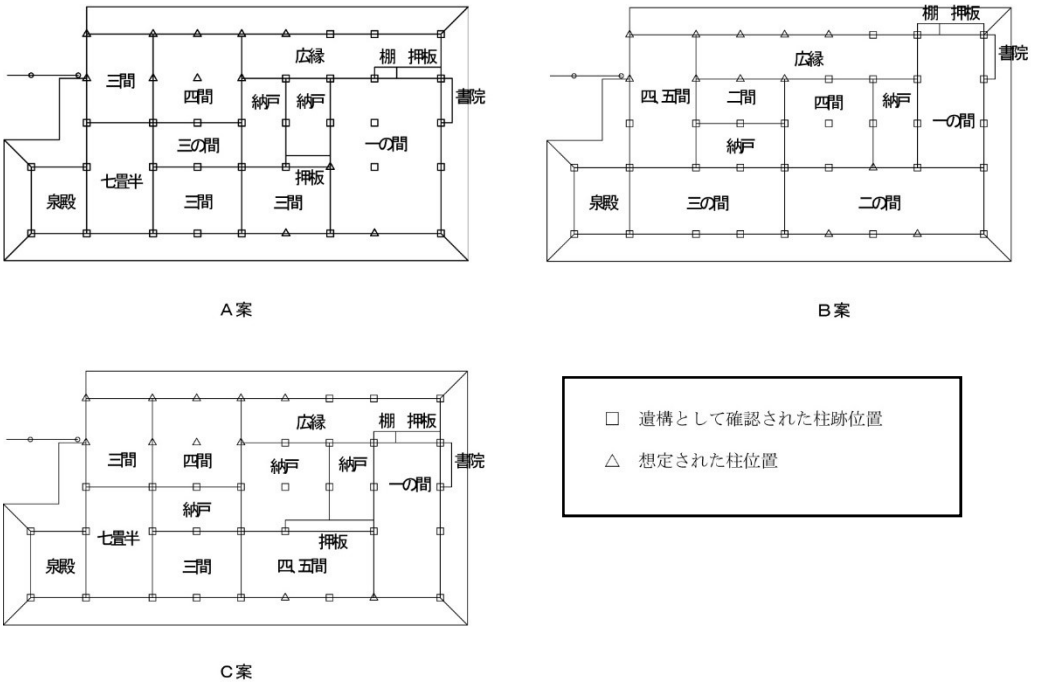

図18　会所復元プラン

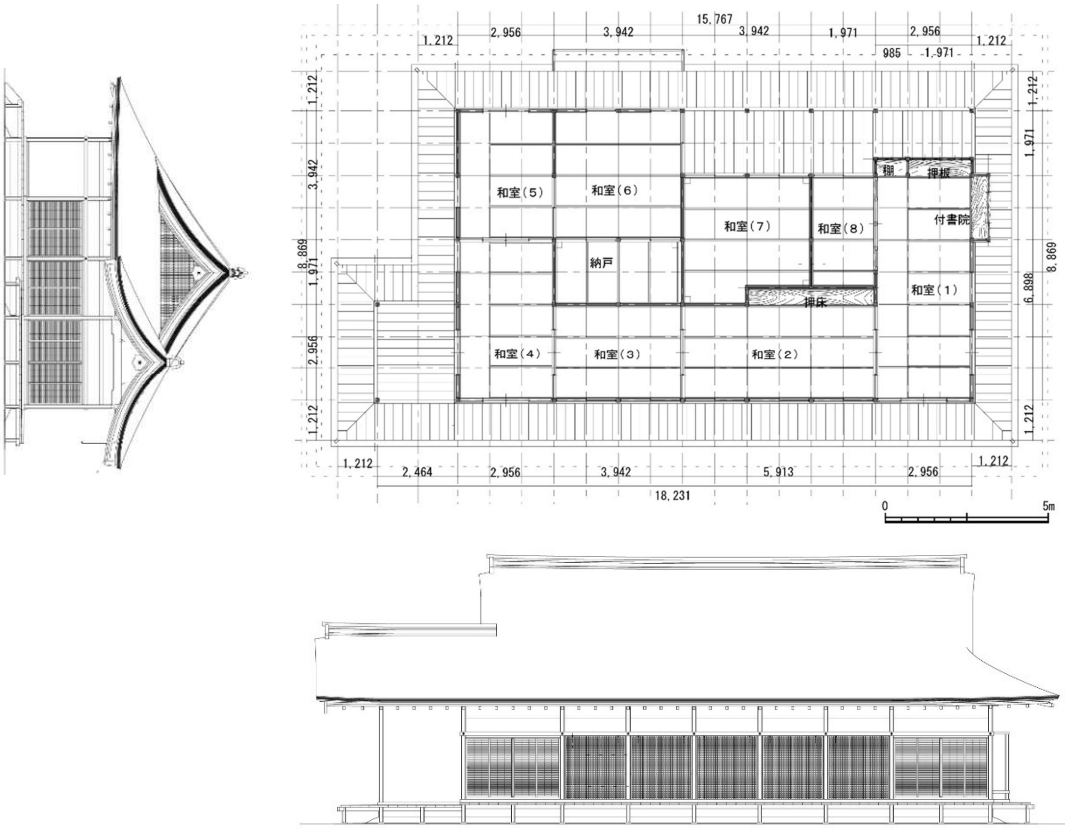

図19　会所設計図

図 20-1　建築途中の様子

図 20-2　上棟式の様子

図 20-3　柿葺きの様子

図 20-4　復元した会所

表 4　会所部材寸法表

(単位:mm)

				匠明主殿古法		光浄院客殿	下館会所		
寸法	一間		L	6.5尺	1970	1976	1971		
	長押間内法		H	6.3尺	1909	1909	1908		
	縁高さ		F	1.8尺	545	657	600		
	桁高さ			F+c+H+1/2L			3750		
				+1/2c+d	3682	4136	天井高さ3000を確保する寸法とした。		
軸部	主柱	太さ	a	4寸2	126	151	126		
		面	b	1/7*a	18	15	12		
							建具の納まりなどから面は小さめに設定した。		
		面内	c	5/7＊a	90	121	102		
		片面落ち	d	6/7＊a	108	136	114		
	垂木	せい		c/2*1.2	54	85	81		
		幅		c/2	45	70	69		
							光浄院客殿に準じる。		
	桁	せい		d	108	151	120		
		幅		c	90	127	105		
							柱寸法から許される範囲内でできるだけ大きくした。		
	肘木	せい		d	108	135	114		
		幅		d	108	135	114		
	長押内法	長さ		1/2L+1/2c	1030	1049	1044		
		せい		c	90	127	114		
	鴨居	せい		√2*2b	51	55	54		
	敷居	せい		3b	54	61	60		
	長押縁	せい		c	90	91	90		
軒周	軒出			5.2尺	1575	1555or	1650		
						1797	両者中間値とする。		
	勾配			2寸5分		2寸3分	2寸5分		
	茅負	せい		d	108	121	120		
		幅		c	90	121	120		
	裏甲	せい		d/3	36	なし	45		
		出		d	108		120		
	軒付け	厚み		d+c/2	153	二重 145+75	150		
室内	押板	床より高さ		2a	252	242	210	床の間 210	押し板
							天井高さが低い分割り引く。		
		厚み		c	90	91	90	90	
	落掛け	下端の長押上間		2a	252	260	231	315	
							天井高さが低い分割り引く。		
		せい		c	90	133	114	81	
							天井高さが低い分割り引く。		
	天井長押	せい		c	90	121	114		
	蟻壁	せい		a	126	121	114		
							光浄院客殿に準じ、長押寸法(片面落ち)に合わせる。		
	竿縁	せい		c/2	45	60	60		
							光浄院客殿に準じる。設置方向も準じる。		
	違い棚	下段厚み		a/2	63	80	81		
							光浄院客殿に準じる。		
	天袋内法高さ			2a	252	262	231		
							天井高さが低い分割り引く。		
	納戸構え	内法高さ			1369	1276	1311		
	蹴込	高さ		d	108	130	114		
	中敷居	せい		c+b+/2	99	127	114		
	鴨居	せい		d	108	127	114		
							光浄院客殿に準じ、長押寸法(片面落ち)に合わせる。		
	小壁	せい		a	126	140	126		
							光浄院客殿に準じ、長押寸法よりも大きめにする。		
	障手	せい		c/2	45	48	45		
屋根勾配				古法5寸2分(当世6～7寸)		6寸	6寸		

（三）土塀（図21）

館を区画する土塀は、庭園風景の一部として重要である。発掘では土塀を建てるための作業用の柱穴列を確認した。土塀の基底部の幅は、発掘調査の結果から五尺（約一・五m）とした。高さは土塀に挟まれる主門の高さ、接続する板柵の高さを考慮し、一〇尺（約三・〇m）とした。庭園の背景となる土塀の部分は、日干しレンガを固めて内部は土を版築に積み、表面は壁土で仕上げた。瓦の出土がないため屋根は上げ土と推定した（図22）。

（四）板塀の復元

主門から館に入って右側には板塀が位置する。この板塀は土塀と会所の間に柱穴列が並ぶ状況であり、庭園を目隠しするものと推定された。発掘の結果から七尺（二・一m）間隔で柱を持つ板柵と推定した。一部は柱穴を発見できなかったが、会所から土塀までの距離を七尺間隔で割り付け、その端数となった距離には出入りのための門戸があると考えた。柵の高さは七尺六寸（二・二八m）、柱寸法は四寸二分（一二・六cm）、板厚は一寸（約三cm）とした。上部には雨仕舞いを考慮して笠木付けと推測した。また、遺構としては確認されてないが、構造的な面から庭園側に控え柱を付した。

なお、庭園の東側では柵の遺構を確認できなかったが、復元庭園の管理の面から柵を設けている。復元柵列は横板としたが、この管理用柵はそれと区別するために縦板となっている。

これらの土塀や板塀により、会所に入らないと庭園は見えない構造となっている。客人の驚きを生む大事な施設と言え、当時の館の様子や庭園の眺めを追体感できるものとなっている。

八　その他の整備

ここまで、庭園区画を中心に述べた。この他、整備対象となる遺構表示を実施している（表5・図23）。堀内地区では、礎石建物の三棟を床まで半立体的に表示している。また、堀外地区では、広場に建物の位置を示した。堀は、北堀・南堀を、実際の遺構を埋めて保護した後、その直上に同じ深さで再現している。南堀は位置の表示とした。土塀は、主門と庭園周囲を復元としたが、脇門より北側を植栽による表示とした。道幅も砂利で表示している。

堀内地区を立体的な整備、堀外地区を平面的な整備遺跡公園として一体感を保ち、同時期に立ち並んでいた建物を示している。

おわりに

以上、主要な遺構を中心に、発掘調査と整備について概観した。整備の中でも復元は、あらゆる資料を基に検討し、様々な可能性のなかから最も判然性が高いと考えられる案を作成し、工事を行った。すなわち、庭園は遺構石を最大限生かすこととした。また、会所・土塀・板塀・門は柱位置から正確な規模を把握し、当時の絵図等で設計し、薬師堂で使用されていた当時の材と同種のものを用いた。その結果、庭園・会所の区画と、館の入口からそこに至る主門の厳密な復元に至っている。

これにより、「会所から庭園を眺める」という室町時代の歴史を肌で感じることができる空間となっている。しかしながら、整備当時の成果の理解が、研究の進展により変わっていく可能性もある。各種別の遺物の年代観や遺構の軸線の理解など、研究の進展と復元当時の経緯を常に照合し、検証してく必要があろう。

図21　土塀石列（左）、土塀に伴う柱穴列・主門（右上）、復元土塀（右下）

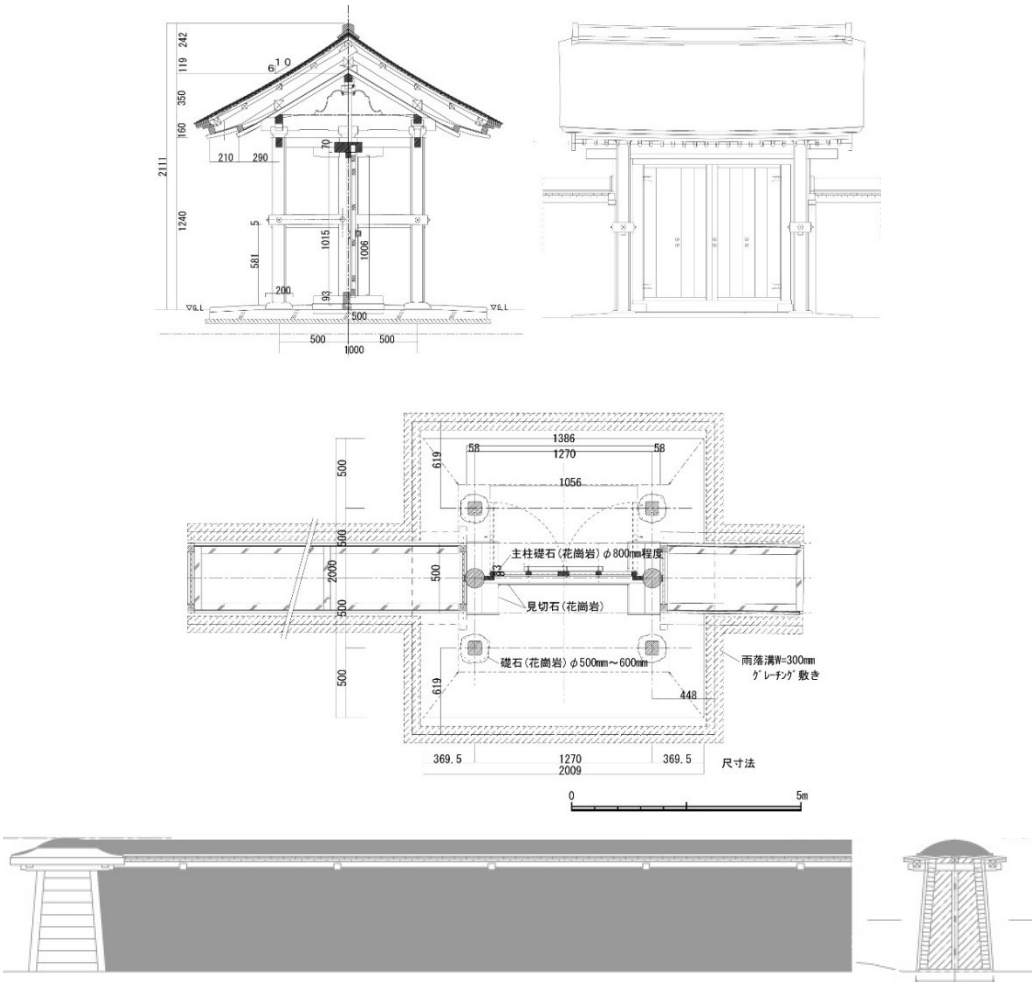

図22　主門、土塀の設計図

表５　実施した整備手法

要素	実施した整備手法
江馬氏の居館跡および関連する遺構（全体の方向性）	庭園・建物・門・堀・塀・板柵等の遺構を発掘調査により検出した。調査成果によりⅠ期、ⅡA期、ⅡB期、Ⅲ期に時期区分され、このうち下館跡の特徴と様相が最も確認できるⅡB期（15世紀末～16世紀前葉）を基準に整備を実施。
〃（庭園跡）	復元・露出展示を実施。庭石は現地に残存する石材を保存処理後再利用し、欠損部分は類似した補足石材を利用した。池底及び陸丘部は遺構の保護層を設けながらも、往時の庭園の様相を損なうことがないように最低限の盛土を行った。庭木の植栽は、調査成果でも不明であったため行っていない。
〃（建物跡）	○堀内地区　礎石建物（SB46）…会所の復元展示。庭園の鑑賞場所、園池の修景、四阿、イベント等の活用施設などの複合的機能を有している。 ○堀内地区　礎石建物（SB41・SB44・SB44）…立体表示、床まで半立体的に表現。 ○堀外地区の建物…平面表示。
〃（門跡）	○主門…復元展示。 ○脇門…立体表示。管理用の門扉として利用している。
〃（堀跡）	○北堀・西堀…復元展示。遺構の上面に土舗装を実施。 ○南堀…平面表示。新旧２時期が確認されているが、新堀の遺構表示のみ行っている。
〃（土塀跡）	○脇門から庭園にかけての範囲…復元展示を実施（うち庭園区画は築成に日干しレンガを使用）。 ○その他の…イチイ植栽及び鋼製支柱により位置・規模を表現。
〃（柵跡）	○堀内地区の柵跡…復元展示。板柵の姿を復元し、くぐり戸を１ヶ所設置。 ○堀外地区の柵跡…平面表示を実施。
〃（道跡）	○堀外地区の道跡…平面表示。位置・幅員を砂利敷きで表現。
〃（その他遺構）	○堀内の地鎮遺構…脇門付近の出土箇所に、パネルで位置・形態を平面表示。

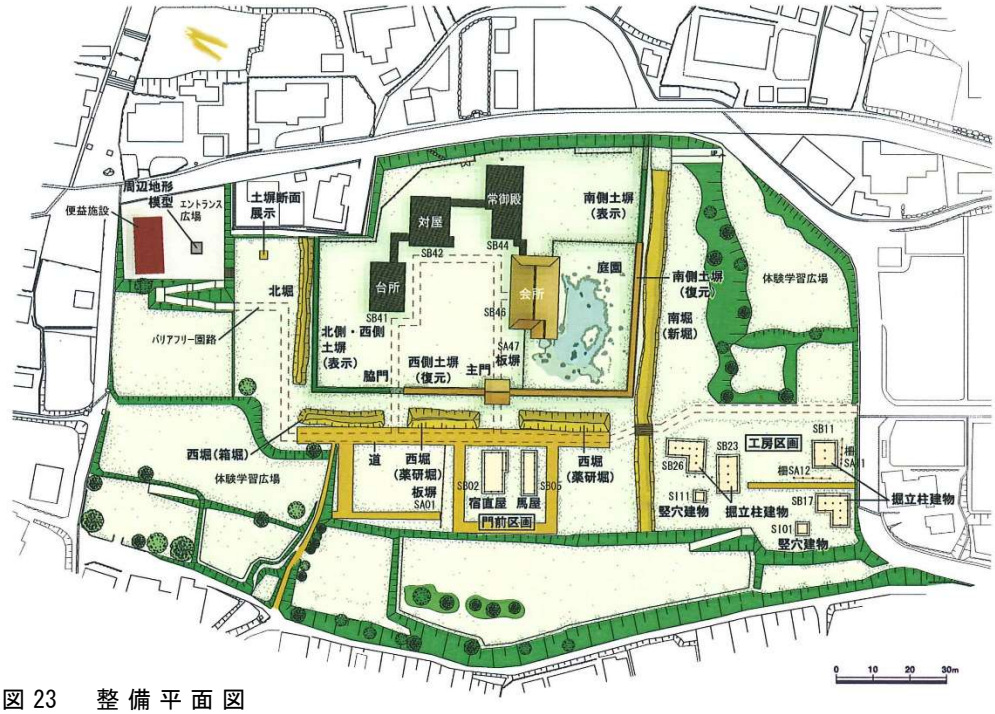

図23　整備平面図